

令和8年度『みんな to ウォーキング事業』ウォーキングフォト実施要領

1 目 的

光市健康づくり推進計画最終評価において、20歳以上の運動習慣が、計画策定時よりも上昇しているものの目標値に到達しておらず、低いことが課題であったため、いつでもどこでも取り組むことができるウォーキングの普及を図るとともに、身近な仲間と一緒に取り組むことで運動するきっかけをつくり、日常生活における運動習慣づくりの推進を図ることを目的に「身体活動と運動の維持、向上〔うごく〕」に位置する事業として実施します。

2 主 催

光市（光市健康増進課）

3 対 象

光市に在住または通勤・通学している方

4 概 要

SNS の活用によるウォーキングの普及啓発

実施期間：通年

実施内容：一人またはチームで市内おすすめウォーキングスポットや、ウォーキングコースの感想や、風景などの写真（画像）をコメントとともに投稿またはメールで送付。

応募方法：次のいずれかの方法で応募を受け付ける。

ア：Instagramに投稿

投稿者の「Instagram」のアカウントを公開の上、健康増進課Instagramアカウントをフォロー。画像とともに「キャプション」に「#光ウォーク」、写真の撮影場所、感想を入力して投稿。

イ：メールで送付

kenkouzoushin@city.hikari.lg.jp 宛てに写真と必要事項を送付。

必要事項：ホームページや SNS 等に掲載する表示名（ニックネームまたはチーム名）、件名に「#光ウォーク」、写真の撮影場所、感想 メールで送付した場合、健康増進課Instagramアカウントで代理投稿。

5 参加規約

下記の参加規約を参加者に周知する。

- （1）参加者に関わる個人情報については適正に管理するとともに、これを他の目的に使用しない。
- （2）未成年者は保護者の同意を得て参加する。未成年者が参加した場合、保護者の同意を得ているものとみなす。
- （3）参加者は十分に体調に気をつけてウォーキングを行うこととし、ウォーキング中の事故等

に関して光市は一切の責任を負わない。

- (4) 参加者のSNS上での発言内容や、それに関わるトラブルに対して光市は一切の責任を負わない。
- (5) 本事業及びSNSの利用によるいかなるトラブルや損害が発生したとしても、光市は一切の責任を負わない。
- (6) インスタグラムの投稿・メールでの送付写真について
 - ア 投稿にかかる費用は、参加者が負担するものとする。
 - イ 投稿写真は、原則として本人が撮影した写真に限る。代理で投稿する場合には、撮影者の許諾を得た上で、その旨を記載することとする。
 - ウ 投稿作品の著作権は投稿した者に帰属するが、光市は投稿写真について、健康づくりに関する啓発物資料作成など、健康づくりの推進のために自由に活用できるものとする。
 - エ 肖像権の問題が発生した場合、光市は一切の責任を負わない。人物が写っている写真を投稿する場合は、被写体への許可を必ず取ってから投稿することとする。
 - オ 次のような写真の投稿をしないこととし、投稿された場合は、運用ポリシーに基づき削除する。
 - (ア) 他人の知的財産権・肖像権などの権利やプライバシーの侵害、嫌がらせや悪口により名誉・信用を傷つけることや差別など他人に不利益を与える作品
 - (イ) 公序良俗に反する作品及びその他閲覧者を不愉快にさせる作品
 - (ウ) 広告宣伝、営業活動、選挙活動、特定の思想・宗教への勧誘などを目的とする作品
 - カ 上記オの(ア)～(ウ)に掲げるもの、光市が悪質または不適切と判断するもの、テーマにふさわしくない表現がふくまれているもの及び光市が不正とみなした写真は削除の対象とする。

6 申込先・問合せ先

光市 健康増進課（あいぱーく光 ⑩番窓口）

〒743-0011 光市光井二丁目2番1号

TEL：0833-74-3007 FAX：0833-74-3072 Eメール：kenkouzoushin@city.hikari.lg.jp